

不当利得返還請求事件について

事案の概要

被上告人は、大阪市会議員の選挙に当選したが、その後、同選挙に関し、公職選挙法違反の罪（公職の候補者による買収）により、懲役1年、執行猶予5年の有罪判決を受け、同判決が確定した。

本件は、上告人（大阪市）が、被上告人に対し、被上告人の上記の当選は公職選挙法251条の規定により無効となり、被上告人は遡って議員の職を失ったなどとして、

- ① 被上告人に支給した議員報酬及び期末手当の額から源泉徴収税額を控除した額に相当する額
- ② 被上告人が唯一の所属議員である会派に交付した政務活動費に相当する額の不当利得の返還等を求める事案である。

〔参考〕

公職選挙法251条 当選人がその選挙に関しこの章（注・第16章）に掲げる罪（括弧書き・略）を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効とする。

原判決及び争点

◇ 原判決（大阪高裁）は、①上告人は、被上告人に対し、議員報酬等相当額の不当利得返還請求権を有するが、他方で、被上告人も、上告人に対し、議員報酬等相当額（ただし、被上告人が逮捕、勾留されていた期間に係る部分を除く。）の不当利得返還請求権を有するとして、また、②上告人は、被上告人に対し、政務活動費相当額の不当利得返還請求権を有するが、他方で、被上告人も、上告人に対し、政務活動費相当額（ただし、政務活動に使用しなかった部分を除く。）の不当利得返還請求権を有するとして、被上告人の相殺の抗弁を一部認めて、上告人の請求を一部認容すべきものとした。

◇ 最高裁における争点は、①、②のそれぞれにつき、上記の相殺の抗弁が認められるか否か（被上告人が上告人に対し不当利得返還請求権を有するか否か）である。